

特定退職金共済制度におけるマイナンバー対応について

日頃より秋田商工会議所の特定退職金共済制度をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、ご高承の通り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法/マイナンバー法)の施行に伴い、平成 28 年 1 月から個人番号(マイナンバー)の利用が開始されております。

ご利用いただいている特定退職金共済制度につきまして、共済契約者(事業主)様にてご対応いただきます内容を、ご案内させていただきます。また、個人番号(マイナンバー)の利用目的を、従業員、遺族受取人の方に必ずご説明くださいますようお願い申し上げます。

【個人番号の取扱いのポイント】

本制度における個人番号(マイナンバー)の利用目的は、各種給付金支払における法定調書の作成です。収集した個人番号(マイナンバー)を他の目的で利用することはできません。

1. お手続きの流れ

① 次のお支払の場合、受取人様から事業主様へ、以下書類を提出いただきます。

	退職給付金請求の場合	解約手当金請求の場合 (給付額が 100 万円超の場合(注 1))	遺族給付金請求の場合 (給付額が 100 万円超の場合(注 1))
ご申告いただく方	従業員ご本人が「退職所得の受給に関する申告書」に個人番号を記入	従業員ご本人が「番号申告書」に個人番号を記入	遺族受取人様が「番号申告書」に被共済者、遺族受取人様の個人番号を記入
提出書類	・退職通知書兼給付金請求書(注 2) (退職所得の受給に関する申告書) ・番号確認書類	・解約通知書兼解約手当金請求書 ・番号申告書 ・番号確認書類	・退職通知書兼給付金請求書(注 2) ・番号申告書 ・番号確認書類 身元確認書類

② 受取人様から提出された上記①の書類を事業主様に、番号確認・身元確認をしていただきます。確認後、当所へ必要書類を提出してください。(注 2)

	退職給付金の場合	解約手当金請求の場合 (給付額が 100 万円超の場合(注 1))	遺族給付金請求の場合 (給付額が 100 万円超の場合(注 1))
個人番号申告書類の確認方法	「退職所得の受給に関する申告書」に番号確認書類の個人番号が記入されていること	「番号申告書」に番号確認書類の個人番号が記入されていること また、事業主様の法人番号を記入してください(注 3)	「番号申告書」に番号確認書類の個人番号が記入されていること
申告者の身元確認方法			申告者(遺族受取人)の氏名が身元確認書類の氏名と一致していること
当所への提出書類	・退職通知書兼給付金請求書(注 2)	・解約通知書兼解約手当金請求書 ・番号申告書	・退職通知書兼給付金請求書(注 2) ・番号申告書

- (注1) 解約手当金、遺族給付金の請求事由が発生した場合、給付金額の試算をいたしますので、当所にご連絡ください。給付額が100万円を超えない場合、個人番号の提出は不要です。
- (注2) 退職給付金、遺族給付金の請求時に必要な退職証明書類や死亡証明書書類等は、従来どおり必ずご提出ください。
- (注3) 法人格をお持ちでない個人事業主の場合は、「番号申告書」に個人番号をご記入いただき、番号確認書類・身元確認書類をご提出いただきます。

2. 留意点

・退職給付金請求書類は、直接当所へご持参いただくか、専用封筒(料金受取人払)で当所宛ご郵送ください。

・個人番号(マイナンバー)が第三者の目に触れることがないよう、また漏洩・毀損・紛失等がないよう、取扱には十分ご注意ください。

・平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成28年1月以降も、本人に交付する源泉徴収票への個人番号の記載は不要となりました。

これは、本人への交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。

なお、税務署に提出する法定調書には、当所にて個人番号を記載します。

3. 問い合わせ先

本件に関するお問い合わせ先は以下の通りです。

秋田商工会議所 総務企画部総務課

電話:018-866-6674

FAX:018-862-2101